## 墨田区消費者ニュース

#### 令和4年8月発行 第189号

【編集·発行】すみだ消費者センター (墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当) 〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



# こんなトラブルが増加しています!

### ◆ ロマンス投資詐欺

出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会い、恋愛感情を持った相手から実態 のわからない投資等の海外サイトを紹介され投資したが、出金できなくなった。

### ◆ あやしいもうけ話

友達からもうかると誘われて、勧められるままに消費者金融でお金を借りて高額な投資用の情報商材(ノウハウ情報)を購入したが、借金だけ残ってしまった。

#### ◆ あやしい副業・アルバイト

チャットで相談にのるだけのアルバイトで、相手からの報酬を受け取るための手 続き料を次々と支払わされた。

\*国民生活センター資料より

### ご注意!

- ------・契約する前にしっかりと考えるようにしましょう。
- ・「簡単にもうかる」そんな甘い言葉に気をつけましょう。
- 友達から誘われても、きっぱりと断りましょう。
- ・おかしいなと思ったら一人で悩ます、まずは、すみだ消費者センターに相談しましょう。(電話5608~1773)

## 消費者センター相談窓口から

## 海外 OTA で予約したホテル

~ 申し込み直後のキャンセルでも返金されないの?!~

#### 【相談事例】

海外事業者が運営する OTA\*で国内のホテルを予約した。部屋の間取りが希望と違っていることに気づき、キャンセルを申し出たが返金不可と返信があった。サイトと電話で話をしたいが連絡方法はメールのみでできない。申し込み直後にキャンセルを申し出ているのに返金されないのは不満だ。

(\*Online Travel Agent の略称。オンライン上の旅行代理店)

### 【アドバイス】

OTA はインターネットで気軽に他社と比較しながらホテル等の予約ができるので大変便利です。利用者が増えている一方で消費者センターにはトラブルの相談が寄せられています。

通信販売の場合は事業者が定めたキャンセルポリシー(解約ルール)に従うことになります。消費者センターでサイトを確認したところ、相談者が予約した部屋は割引価格で返金不可と記載されていました。

海外 OTA は観光庁の登録を受けておらず旅行業法の適用対象外と考えられ、トラブル発生時に日本の法律をもとに交渉することが困難です。また電話や日本語での対応が十分でない場合もあります。**予約する前にキャンセルポリシーや契約内容等をしっかり確認しましょう。** 

## すみだ消費者センター相談室



- ■相談日・・・・月曜日~土曜日(土曜日は電話相談のみ)
- (日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)
  ■相談時間・・午前9時00分~午後4時30分
- ■所在地・・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階
  - ●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線 「押上駅」A3出口徒歩3分
  - ●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
  - ●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

